

自筆証書遺言書保管制度のご案内 ～旭川地方法務局からのお知らせ～

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段であり、そして自筆証書遺言書は、自筆さえできれば遺言者本人のみで作成できます。

これまでは、自筆証書遺言書の保管については、自分自身で保管するか、遺言執行者等に預けるなどの方法しかありませんでしたが、本制度の創設により、今は法務局に預けることができるようになり、遺言者本人の死亡後、相続人等に遺言書を発見されなかったり、改ざんされたりすることを防ぐことができます。家庭裁判所の検認手続も不要です。

自筆証書遺言書保管制度は、プライバシー保護と手続に一定の時間が必要となることから、全て予約制となっています。ご検討される方は旭川地方法務局供託課まで、お気軽にお問い合わせください。

■オンライン予約

法務局手続案内予約サービス

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

■手続の詳細

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

◎問い合わせ先

旭川地方法務局供託課

☎ 0166-38-1167 (直通)

※受付時間 平日の8:30から17:15まで
(年末年始・祝日を除く)

みんなチェック!最低賃金。 北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人)およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次の通り改訂されました。

最低賃金額 時間額 **889**円
効力発生年月日 令和3年10月1日


◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室

☎ 011-709-2311

留萌労働基準監督署

☎ 0164-42-0463



ハロウィンジャンボ5億円
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)
ハロウィンジャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
9月22日水2種類同時発売! 発売期間 9/22①～10/22②
抽せん日 10/29③
クーちゃん 公益財団法人北海道市町村振興協会 各1枚 300円

information 各種情報

林業退職金共済制度(林退共)へ加入しませんか

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

○掛金の一部を国が免除します。

○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

■事業主の皆様へ

*共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。

*共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

◎問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

☎ 03-6731-2889

FAX 03-6731-2890

エゾシカ狩猟期間中のお願い

令和3年度のエゾシカ狩猟期間は令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)となっており多くの狩猟者が国有林、道有林へと入林します。

国有林、道有林で銃器による狩猟を行う方は、入林時の手続き・取り扱い等について下記のホームページにて確認し、国有林、道有林内で事故が発生することのないよう狩猟事故の防止および残滓処理の徹底などマナー遵守にご協力をお願いいたします。

また、一般の方は狩猟期間中における国有林、道有林への入林は自粛されますよう、ご協力をお願いいたします。

エゾシカによる森林被害を低減するため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■ホームページ

*国有林

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/syuryou.html>

*道有林

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/>

◎問い合わせ先

国有林：留萌南部森林管理署

☎ 42-2515

道有林：北海道水産林務部森林環境局道有林課
道有林管理係

☎ 011-204-5519